

様式 2

法人名 医療法人 大石循環器内科整形外科眼科クリニック
所在地 福岡市南区大楠3丁目25番1号

※医療法人整理番号 0 1 3 9 6

財 産 目 録

(令和 8年 4月 30日現在)

1. 資	産	額		410,922 千円
2. 負	債	額		119,412 千円
3. 純	資 産	額		291,510 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	103,075
B 固 定 資 産	307,847
C 資 産 合 計 (A+B)	410,922
D 負 債 合 計	119,412
E 純 資 産 (C-D)	291,510

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の口を塗りつぶすこと。

土 地	(☐ 法人所有	(☐ 賃借	■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	(☐ 法人所有	(☐ 賃借	■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式3-2

法人名 医療法人 大石循環器内科整形外科眼科クリニック
所在地 福岡市南区大楠3丁目25番1号

※医療法人整理番号 0 1 3 9 6

貸 借 対 照 表

(令和 8年 4月 30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	103,075	I 流 動 負 債	19,671
II 固 定 資 産	307,847	II 固 定 負 債	99,741
1 有 形 固 定 資 産	209,202	(うち医療機関債)	
2 無 形 固 定 資 産	244	負 債 合 計	119,412
3 そ の 他 の 資 産	98,400	純 資 産 の 部	
(うち保有医療機関債)		科 目	金 額
		I 出資金	10,000
		II 積立金	281,510
		III 評価・換算差額等	
		純 資 産 合 計	291,510
資 産 合 計	410,922	負債・純資産合計	410,922

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式4-2

法人名 医療法人 大石循環器内科整形外科眼科クリニック
所在地 福岡市南区大楠3丁目25番1号

※医療法人整理番号 0 1 3 9 6

損 益 計 算 書

(自 令和 7年 5月 1日 至 令和 8年 4月 30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	301,706
2 事業費用	327,470
本来業務事業損失	25,764
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	116,100
2 事業費用	126,014
附帯業務事業損失	9,914
事業損失	35,678
II 事業外収益	11,142
III 事業外費用	817
経常損失	25,353
IV 特別利益	0
V 特別損失	12
税引前当期純損失	25,365
法人税等	141
当期純損失	25,506

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和7年5月1日 至 令和8年4月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 大石循環器内科整形外科眼科クリニック
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
- ☐ 出資額限度法人 ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

- (2) 事務所の所在地 福岡県福岡市南区大楠3丁目25番1号

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

- (3) 設立認可年月日 平成9年2月28日

- (4) 設立登記年月日 平成9年3月19日

- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	大石 年秀	管理者
理 事	大石 純子	
同	大石 年訓	
同	大石 秀和	
同	大石 篤美	
監 事	久木田 穰次	

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第46条の5第6項参照)
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4第1項参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関 コード又は介護 事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	医療法人 大石循環器内科整形外 科眼科クリニック	4011219625	福岡県福岡市南区大 楠3丁目25番1号	一 般 病 床 19床

注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。

3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
大石クリニック 介護サポート センター	福岡県福岡市南区高宮2丁目19番16号	
大石クリニック 訪問介護セン ター	福岡県福岡市南区高宮2丁目19番16号	
サービス付き高齢者向け住宅・有料 老人ホームデ・イカルアニアホーム高宮	福岡県福岡市南区大楠3丁目13番25号	
大石クリニック 福祉用具貸与 事業所	福岡県福岡市南区高宮2丁目19番16号	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和7年6月17日 令和6年度決算の決定

令和8年4月13日 令和8年度の事業計画及び収支予算の決定

法人名 法人名 医療法人 大石循環器内科整形外科クリニック
所在地 福岡市南区大楠3丁目25番1号

※医療法人整理番号	0	1	3	9	6
-----------	---	---	---	---	---

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員が代表者である 法人	㈱大石メディカル サービス	福岡市南区3丁目25 番1号	411,394	コンタクトレン ズ販売	金銭の借入	金銭の借入	43,599	長期借入金	43,599

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	大石 年秀	医師	当法人代表者	金銭の借入	56,142	長期借入金	56,142

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 大石循環器内科整形外科眼科クリニック

理事長 大石 年秀 殿

私（注１）は、医療法人 大石循環器内科整形外科眼科クリニックの令和７年会計年度（令和７年５月１日から令和８年４月３０日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注２）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和８年６月１７日

医療法人 大石循環器内科整形外科眼科クリニック

監 事 久木田 稯次

（注１）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注２）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」、医療法第５１条第２項に規定する医療法人については、「財産目録、貸借対照表及び損益計算書（医療法人会計基準第３条に規定する重要な会計方針の記載及び第２２条に規定する貸借対照表等に関する注記を含む）、純資産変動計算書及び附属明細表」とする。